

和田浜橋橋梁補修設計業務委託

特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、熱海市（以下「委託者」という。）が実施する「和田浜橋橋梁補修設計業務委託」（以下「本業務」という。）に関する特記事項を示すものである。

(業務目的)

第2条 本業務は、過年度に行われた橋梁定期点検にて健全度がⅣ（緊急措置段階）と判断された委託者が管理する和田浜橋について、補修設計を行うことを目的とする。

(業務範囲)

第3条 本業務の業務範囲は、委託者が管理する次の各号に示す1橋を対象とする。

(1) 和田浜橋

(適用基準等)

第4条 本業務の実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、次の各号に示す基準等に準拠して実施するものとする。

(1) 熱海市業務委託共通仕様書

(2) 道路橋示方書・同解説

平成 29 年 11 月 日本道路協会

(3) その他 関連基準

- ・コンクリート道路橋設計便覧 令和 2 年 9 月 日本道路協会
- ・道路設計要領 平成 26 年 3 月 国土交通省 中部地方整備局 道路部
- ・静岡県橋梁設計要領 令和 3 年 10 月 静岡県交通基盤部道路局
- ・道路橋定期点検要領 平成 31 年 2 月 国土交通省道路局
- ・橋梁定期点検要領 平成 31 年 3 月 国土交通省道路局国道・技術課
- ・社会資本長寿命化計画橋梁ガイドライン（改訂版）
平成 28 年 3 月 静岡県交通基盤部道路局道路整備課
- ・橋梁点検マニュアル（令和 2 年度版）
令和 2 年 4 月 静岡県交通基盤部道路局道路整備課
- ・橋梁補修マニュアル（平成 27 年度改訂）
平成 28 年 3 月 静岡県交通基盤部道路局道路整備課

(貸与資料)

第5条 本業務における貸与資料は以下のとおりとする。

- (1) 熱海市橋梁定期点検業務委託報告書（令和3年度）
- (2) 熱海市橋梁長寿命化修繕計画に伴う橋梁定期点検業務委託報告書（平成30年度）
- (3) 熱海市橋梁台帳

(業務内容)

第6条 本業務の業務内容は、次の各号に示すとおりとする。なお、項目に変更が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

橋梁補修設計（和田浜橋）。

1. 現地踏査

現況の交通状況、河川状況等、現地を把握する。また、補修設計に必要な資料を整理する。

2. 補修詳細設計

- 1) 既存の損傷調査の結果に基づき、必要な補修照査を行う。またその照査結果から補修の要否を整理する。

- 2) 橋梁補修工法検討

既設橋補修照査の結果に基づき、設計、施工上の制約条件および経済性、施工性を勘案し最適工法の選定を行う。

- 3) 橋梁補修設計

橋梁補修工法で選定された補修工法について詳細設計を行う。

詳細設計には、主部材等の応力照査も含まれ橋梁補強対策も行うものとする。設計図面としては構造一般図、構造詳細図、数量計算書を作成する。

3 施工計画

補修工事を実施する際の施工方法について検討を行う。具体的には仮設計画、施工方法等である。

4 報告書作成

業務成果として作成した資料や記録簿等のとりまとめを行い、報告書を作成する。

5 関係機関との協議資料作成

工事の実施にあたり関係機関との河川協議のために必要となる資料を作成する。

6 関係機関打合せ協議

工事の実施にあたり関係機関との河川協議に、必要に応じて立ち会うものとする。

7 打合せ協議

委託者との協議は、3回（中間3回）以上とし、初回と成果品納品時には主任技術者が立ち会うものとする。また、関係機関との協議が必要な場合には、必要に応じて立ち会うものとする。

8 塗膜成分分析

塗膜試験は、「鉛等有害物質を含有する塗料剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について(厚生労働省)」に準じて実施する。有害物質の検査項目は、暴露防止対

策検討のため、採取塗膜分析(含有量分析試験)として鉛、クロム含、PCB 含の 3 項目を実施する。

9 中性化試験

橋梁諸元の推定、既設橋の状況把握及び補修設計に必要な情報を取得するために、代表的な箇所についてコアを採取し、中性化試験を行う。

(主任技術者)

第 7 条 主任技術者は、共通仕様書の定める技術士（総合技術管理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）または建設部門（鋼構造及びコンクリート））あるいは R C C M（鋼構造及びコンクリート部門）の資格保有者とする。

(照査技術者の配置及び資格)

第 8 条 本業務の実施に当たっては、共通仕様書第 1108 条 1 項に規定する照査技術者を配置しなければならない。なお、条文中における「これと同等の能力と経験を有する技術者」は、建設コンサルタント登録規定第 3 条一ロの認定基準によるものとする。

2 本業務の中で、照査技術者は管理技術者を兼務することはできない。

(成果品)

第 9 条 成果品は、次に示すとおりとする。 提出先は熱海市観光建設部都市整備課とする。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 報告書 | 2 部 |
| (2) 電子データ (C D-R) | 1 部 |
| (3) その他、監督員の指示するもの | 1 式 |

(疑義)

第 10 条 本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方の協議により定めるものとする。